（農用地効率的利用促進事業）

第十七条の三十三　福島県知事が、第七条第四項第二号に規定する農用地効率的利用促進事業の実施区域を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（同条第十四項の認定をいい、第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、市町村長と当該市町村の農業委員会との間で、実施区域内にある農用地であって当該農業委員会が管轄するものについての次に掲げる事務（これらの事務に密接な関連のある事務であって、農地法及び農業経営基盤強化促進法その他の法令の規定により農業委員会が行うこととされているもののうち、政令で定めるものを含む。）の全部又は一部（以下この条において「特例分担事務」という。）を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がなく、かつ、農用地を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農用地等についての権利の取得の促進に資すると認めて、合意がされた場合には、当該市町村長は、農地法及び農業経営基盤強化促進法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする。

一　農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る農業委員会の事務（同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限る。）

二　農業経営基盤強化促進法第十八条第一項に掲げる農用地利用集積計画に係る農業委員会の事務（同項又は同法第二十条の二第二項若しくは第五項の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限る。）

2　市町村長は、前項の規定による合意をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。当該合意の内容を変更し、又は解除したときも、同様とする。

3　第一項の規定により特例分担事務を行う市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、同項の規定による合意の当事者である農業委員会に対し、特例分担事務の処理状況を報告するものとする。

4　第一項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第五十条中「、農業委員会」とあるのは「、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の三十三第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは「うち福島復興再生特別措置法第十七条の三十三第一項の規定により市町村長が行うものの処理に関し、市町村長」とする。

第十七条の二第一項中「福島復興再生基本方針」の下に「及び認定福島復興再生計画（第七条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。第六項第一号及び第十七条の四第二項において同じ。）」を「の帰還」の下に「及び移住等」を加え、同項第二号中「再建」の下に「並びに移住等」を加え、同条第六項第一号中「福島復興再生基本方針」の下に「及び認定福島復興再生計画」を加える。

第十七条の四の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条第一項中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「第二節第三款」を「第五節第三款」に改め、同条第二項中「福島復興再生基本方針」の下に「及び認定福島復興再生計画」を加える。

第十七条の六中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第三章第一節の二を同章第二節とする。

第四十九条中「福島復興再生基本方針」の下に「及び認定福島復興再生計画（第七条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）」を加える。

第五十条中「原子力規制委員会規則」を「環境省令」に改める。

第五十三条中「加工品」の下に「（第七十六条及び第七十六条の二において「福島の農林水産物等」という。）」を加える。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（避難指示・解除区域市町村における情報通信機器の活用等による必要な医療の確保）

第五十九条の二　国及び福島県は、避難指示・解除区域市町村の区域において、情報通信機器の活用その他の方法により、必要な医療（薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を含む。）の確保が適切に図られるよう、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十第一項に規定する病院等の管理者、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第一条の四に規定する薬局開設者その他の関係者に対し必要な情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節　福島復興再生計画に基づく商標法等の特例

第六十一条から第六十三条まで　削除

第六十四条第一項中「第六十一条第二項第三号イ」を「第七条第五項第一号イ」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、「（第六十一条第九項の認定をいい、第六十二条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）」を削り、同条第二項及び第三項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第七項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「第六十一条第二項第三号」を「第七条第五項第一号」に改める。

第六十五条第一項中「第六十一条第二項第三号ロ」を「第七条第五項第一号ロ」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第二項及び第三項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第四項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「第六十一条第二項第三号」を「第七条第五項第一号」に改め、同条第五項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改める。

第六十六条中「第六十一条第二項第三号ハ」を「第七条第五項第一号ハ」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改める。

第六十七条第一項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改める。

第七十一条第一項中「第六十一条第二項第三号ニ」を「第七条第五項第一号ニ」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第二項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「第六十一条第二項第三号」を「第七条第五項第一号」に改め、同条第三項中「第六十一条第四項」を「第七条第九項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第四項中「第六十一条第十項」を「第七条第十五項」に、「第六十二条第一項」を「第七条の二第一項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第五項中「第六十一条第十項」を「第七条第十五項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第六項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「第六十一条第十項」を「第七条第十五項」に改める。

第七十二条中「第六十一条第二項第三号に規定する」を削り、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「当該産業復興再生政令等規制事業」を「当該産業復興再生政令等規制事業」に改める。

第七十三条中「第六十一条第二項第三号に規定する」を削り、「、同号ヘに規定する地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画」を「産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業を定めた福島復興再生計画」に、「当該地方公共団体事務政令等規制事業」を「当該産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業」に、「同条第三項」を「第七条第八項」に改める。